平成２２年（フ）第１９２８号
福岡市早良区重留１丁目３番34号
破産者　有限会社タカス機材
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２６号
福岡市西区拾六町１丁目10番７号
破産者　有限会社プラッツ
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1394番地、前住所三重県亀山市太岡寺町705番地９
破産者　小黒　知己
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８号
三重県亀山市関町木崎852番地　ピュアフォレスト101号室、前住所大阪府和泉市寺門町１丁目10番20号
破産者　保田　美砂
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３３５号
神奈川県鎌倉市鎌倉山１丁目５番28号
破産者　有限会社来風
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５号
富山市婦中町蛍川136番地の５
破産者　銭谷商事株式会社
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４１２号
長野市青木島町綱島490番地１
破産者　株式会社インテック
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
埼玉県川越市脇田町33番地８
破産者　有限会社かれいど
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３５９号
福岡市博多区御供所町５番８号
破産者　管　　博文
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６号
長野県南佐久郡小海町大字小海8052番地のイ
破産者　新津　順持
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第５１号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北191番地１　コートパル103号
破産者　高橋　智亮
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９号
山形県新庄市万場町１番１号
破産者　早坂　久子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２４号
群馬県邑楽郡大泉町仙石４丁目29番12号
破産者　田島有希子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２９０１号
福岡市早良区室住団地56番107号
破産者　具嶋　弘吉
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４１号
仙台市若林区伊在字土府12番地の26
破産者　高橋　数彦
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０９号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目31番３号
破産者　太齋　英明
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１０号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目31番３号
破産者　太齋　秀子
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
新潟市西区五十嵐東３丁目７番５号
破産者　冨沢　宏樹
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
熊本市秋津町秋田3443番地23
破産者　川俣　正一
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４７５号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目２番１―702号
破産者　沖本　　修
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１８号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地３　道営住宅Ｄ１―303
破産者　芹田　和一
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部